

※療養介護

事業所名 ()
受付日(確認日) 令和 年 月 日

1. 申請書類

県
確認
欄
法人
確認
欄

- 1 申請書
- 2 他の法律において既に指定を受けている事業等について(該当のみ)
- 3 付表2
- 4 建物の構造概要及び平面図(併設事業所の場合は併設本体施設の平面図含む)、写真、位置図
- 5 設備・備品の一覧
- 6 管理者の経歴書
- 7 サービス管理責任者の経歴書・各研修受講証明書、実務経験証明書
- 8 運営規程
- 9 苦情処理体制
- 10 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- 11 勤務形態一覧表
- 12 医療法に規程する医療機関として許可を受けたことが分かる証明書
- 13 資産状況
- 14 障害者総合支援法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書
- 15 役員等名簿

2. 基本資料

- 1. 申請利用定員 (人)
- 2. 前年度平均利用者数(以下利用者数) (人)
- 3. 主たる対象者 (特定無し 身体 知的 精神 障害児)

3. 人員に関する基準

- 一体的に実施される医療型障害児入所施設の人員基準代用 (有 無)
- 利用者の平均障害支援区分 ()
- 利用者のうち支援区分6及び区分5の者の割合 ()
- 管理者(医師)1人 専従。ただし、支障がない場合は当該事業所の他の職務又は他の事業所施設等の職務との兼務可。
- サービス管理責任者 規模に応じて常勤かつ専従の者1人以上
 - ア 利用者数が60人以下 1人以上
 - イ 利用者数が61人以上 60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人増実務経験 相談支援従事者初任者研修 サービス管理責任者研修
- 医師 健康保険法第65条第4項第1号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上 別項参照
- 看護職員(看護師、准看護師、看護補助者)
常勤換算で(利用者数/2)= 人以上
- 生活支援員
常勤換算で(利用者数/4)= 人以上
※看護職員が常勤換算で利用者数を2で除した数以上置かれている場合は、(置かれている看護職員の数)-(利用者数を2で除した数)の数を生活支援員に含めることが可能

4. 設備に関する基準

- 一体的に実施される医療型障害児入所施設の設備基準代用 (有 無)
- 医療法に規定する病院として必要とされる設備
- 各科専門の診察室、手術室、処置室、臨床検査施設、エックス線装置、調剤所、給食施設、診療に関する諸記録、分娩室及び新生児の入浴室(産婦人科・産科がある場合)、機能訓練室(療養病床がある場合)

多目的室

5. 運営に関する基準

I 運営規程

- ① 施設の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 利用定員
- ④ 指定療養介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- ⑤ サービス利用にあたっての留意事項
- ⑥ 緊急時等における対応方法
- ⑦ 非常災害対策
- ⑧ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- ⑨ 虐待防止のための措置に関する事項
- ⑩ その運営に関する重要事項

2 苦情処理体制(苦情を受け付けるための窓口の設置等)

【医師の数】

健康保険法第65条第4項第1号

医療法第21条第1項第1号

医療法施行規則第19条第1項第1号

【病床の種類は病院に確認すること!】

【医師の数】

A 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者数 (人)

B 精神病床及び療養病床に係る病室以外の入院患者(※)の数 (人)

B' Bのうち、耳鼻咽喉科、眼科の患者数 (人)

C 外来患者(※)の数 (人)

C' Cのうち、耳鼻咽喉科、眼科の患者数 (人)

※ 歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院、外来患者を除く

$$D = A \div 3 + (B - B') \div 2.5 + B' \div 5 + (C - C') \div 2.5 + C' \div 5$$

計算欄

D ≤ 52ならば

医師の数 3

D > 53の場合

医師の数 (D - 52) ÷ 16 + 3